

東紀州環境施設組合個人情報保護条例施行規則

令和3年4月1日
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、東紀州環境施設組合個人情報保護条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第8号。以下「条例」という。）第42条の規定に基づき、管理者の保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出等)

第2条 条例第6条第1項第8号の規定により管理者が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の開始年月日
- (2) 個人情報の経常的な目的外利用及び提供先
- (3) 個人情報の処理形態
- (4) 外部委託の有無
- (5) 主な個人情報の記録の名称及び記録媒体

(請求書の記載事項)

第3条 条例第16条第1項第3号の規定により管理者が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 求める開示の方法
- (2) 開示を求める個人情報と開示を請求する者との関係

(本人等の確認)

第4条 条例第16条第2項（条例第21条第3項、第24条第2項、第28条第2項及び第30条第3項において準用する場合を含む。）及び第19条第1項に規定する個人情報の本人又はその代理人（条例第12条第3項の規定により本人とみなされる者を含む。）であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類による。

- (1) 本人であることを証明する場合 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 旅券
 - イ 運転免許証、個人番号カード、船員手帳その他官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等で、本人の写真が貼り付けられたもの
 - ウ 学生証、職員証その他その者の身分を証明する書類で、本人の写真が貼り付けられたもの
 - エ 健康保険の被保険者証、国民年金手帳、年金証書その他これらに準ずる書類であって、それを所持する者を本人と認めることが相当であるもの
- (2) 法定代理人であることを証明する場合 次に掲げる書類
 - ア 当該法定代理人に係る前号に掲げるいずれかの書類
 - イ 本人の戸籍抄本その他法定代理人であることを証明する書類
- (3) 本人の委任による代理人であることを証明する場合 次に掲げる書

類

ア 当該代理人に係る第1号に掲げるいずれかの書類

イ 委任者本人が自署した委任状

(4) 条例第12条第3項の規定により本人とみなされる者であることを証明する場合 次に掲げる書類

ア 相続人その他当該死亡した者の法的地位を継承した者に係る第1号及び第2号に掲げる書類

イ 遺言書、遺産分割に係る協議書その他その者が死亡した者の法的地位を継承したことを証明するに足りる書類

(全部又は一部開示の決定に係る通知書の記載事項)

第5条 管理者は、条例第17条第1項の規定により当該開示請求に対し、全部又は一部を開示することとしたときは、開示を実施する日時及び場所を当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示決定に係る第三者に対する通知書の記載事項)

第6条 条例第18条第1項の規定により第三者に対して通知すべき必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る個人情報に記載されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(電磁的記録の開示の方法)

第7条 条例第19条第1項に規定する電磁的記録の公文書の開示について管理者が定める方法は、次に定める方法のうち、管理者が指定する方法とする。

(1) 電磁的記録の視聴

(2) 電磁的記録を紙媒体に複製したものの閲覧又は交付

(3) 電磁的記録を電子媒体に複製したものの交付

(4) その他管理者が認める方法

(公文書の開示の実施等)

第8条 条例第19条第1項の規定による公文書の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第19条第1項の規定による公文書の写しを交付することにより開示を実施する場合において、当該公文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

3 条例第19条第1項の規定により開示を実施する場合において、管理者は、公文書を閲覧する者が当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(費用負担の額等)

第9条 条例第31条第1項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する

費用の範囲内で管理者が定める額は、次のとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用 別表に規定する額

(2) 写しの送付に要する費用 郵送料に相当する額

2 前項に規定する費用は、前納しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

公文書の種類	区分		金額
文書又は図画	白黒	日本産業規格A列3番の大きさまでのもの	1枚につき10円
	カラー	日本産業規格A列3番の大きさまでのもの	1枚につき50円
電磁的記録	紙媒体に複製したもの		文書又は図画の例による
	電子媒体に複製したもの		作成に要する実費

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の規格による用紙の枚数に換算した額とする。
- 3 組合以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。